

## 持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表(第10回)

関東製紙原料直納商工組合では、平成25年10月30日に持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も相変わらず持ち去り古紙の買い入れを止めようとしないうえ、2月24日付文書をもって警告を発しました。

なお、この間の経過の概要等は別紙の通りです。

### 警告の対象事業者

東京都足立区保塚町6-4  
有限会社松沢紙業  
代表取締役 松沢政光

平成27年2月24日

関係各位

関東製紙原料直納商工組合

(別紙)

(1) 有限会社松沢紙業に対する警告に至る事実経過

平成 26 年 2 月 21 日

東京都板橋区がGPSをセットした古紙が持ち去られ、同日有限会社松沢紙業に持ち込まれる。

3 月 10 日

2 月 21 日の事実関係について、持ち去り古紙を買い入れないよう自主的な防止策の立案・実施を文書により申し入れる。

4 月 9 日

東京都足立区がGPSをセットした古紙が持ち去られ、同日有限会社松沢紙業に持ち込まれる。

4 月 25 日

4 月 9 日の事実関係について、再び持ち去り古紙を買い入れたことの重大性を認識し、今後一切持ち去り古紙を買い入れないよう厳しく対処することを文書により申し入れる。また三度持ち去り古紙の買い入れが判明した場合には当組合として警告を発するとともに、そうした措置をとったことを事業者名と合わせて公けにすることを申し添える。

平成 27 年 1 月 28 日、2 月 3 日及び 2 月 4 日

東京都杉並区がGPSをセットした古紙がいずれも持ち去られ、有限会社松沢紙業に持ち込まれる。

2 月 24 日

上記 3 日にわたる事実関係について、三度目となる持ち去り古紙の買い入れを行ったことは 1 月 28 日と 2 月 4 日が同一持ち去り車両からの買い入れだったことから明らかなように撲滅対策が手ぬるく、持ち去り古紙の買い入れを断固拒否するという姿勢が微塵も感じられない。三度にわたり持ち去り古紙を買い入れていることを文書により厳しく警告するとともに、このことを事業者名をあげて公けにする。

(2) 上記(1)以外の有限会社松沢紙業による持ち去り古紙の買い入れ状況 (GPSによる追跡調査による判明・確認分)

① 平成 25 年 10 月 18 日 東京都足立区

② 平成 26 年 10 月 8 日 東京都杉並区